

サービス利用基本約款（Ver.2.0）

株式会社セキュアイノベーション（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する各種サービス（以下、「当社サービス」といいます。）の利用条件として、以下のとおりサービス利用基本約款（以下、「本約款」といいます。）を定めます。当社サービスのお申し込み時には、本約款の全文をお読みいただいた上で同意いただく必要があります。

目次

第1条（目的）	1
第2条（約款の効力および変更）	1
第3条（サービスの定義）	2
第4条（サービスの内容および契約期間）	2
第5条（サービスの利用条件等）	2
第6条（サービス利用契約の承諾、締結）	4
第7条（利用契約の解除および利用制限）	5
第8条（料金および支払方法等）	6
第9条（サービス利用者情報の管理義務）	7
第10条（サービス利用者情報の変更）	7
第11条（サービス利用者の禁止事項）	8
第12条（サービスの変更および制限・中断・中止）	9
第13条（サービスの終了）	10
第14条（サービスの廃止）	10
第15条（貸出機器類の使用保管等）	10
第16条（サービス利用者の個人情報の利用目的）	11
第17条（個人情報の取扱い）	12
第18条（個人情報第三者への開示、提供）	12
第19条（個人情報の預託）	12
第20条（個人情報の訂正等の方法）	12
第21条（秘密保持）	13
第22条（再委託）	14
第23条（保証の否認および免責）	14
第24条（不可抗力）	15
第25条（損害賠償）	15
第26条（譲渡の禁止）	16
第27条（権利の帰属）	16
第28条（反社会的勢力の排除）	16
第29条（分離可能性）	17
第30条（準拠法および合意管轄）	18
第31条（協議）	18

第 1 条（目的）

本約款は、サービス利用者が当社サービスを利用するにあたり、サービス利用者と当社間の権利、義務、責任等の諸条件を定めたものです。

第 2 条（約款の効力および変更）

1. 本約款は、当社が別途サービスの種類毎に定める個別の約款（以下、「個別約款」といいます。）がある場合は、個別約款とあわせて適用され、サービス利用者による当社サービスの利用全てに適用されるものとします。また、個別約款が存在しないサービスについても、本約款が単独で適用されるものとします。
2. 本約款の内容は、当社サービスのホームページまたは当社サービス画面への掲示やメールによる周知、およびその他の方法でサービス利用者に公表し、サービス利用者および新たに本約款に同意する申込者が当社サービスを契約するにあたって効力が発生されます。
3. 当社は、法律の変更やサービスの変更事項を反映する目的等で必要と判断する場合、契約者の承諾を得て本約款や当社サービスに適用される内容を変更または追加できるものとします。但し、次の各号の一に該当する場合、契約者の承諾があったものとみなすことができるものとします。
 - （1）当該変更又は追加が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - （2）当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、且つ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
4. 当社は、前項の変更または追加をする場合には、変更後の本約款の効力発生時期を定め、遅滞なく第 2 項の方式に従って改訂約款適用の 15 日前までにお知らせします。
5. 前 4 項の規定にかかわらず、当社の定める期間内に契約変更若しくは終了の手続を行わなかったときは、当該契約者は本規約の変更に同意したものとします。ただし、法令上サービス利用者の同意が必要となるような内容の変更を行う場合は、当社所定の方法でサービス利用者の同意を得るものとします。
6. 本約款が改訂された際には、当社サービスの使用にあたっては改訂版が優先して適用されるものとします。
7. 本約款と個別約款の内容が重複又は異なる場合は、個別約款が優先して適用されるものとします。

第3条（定義）

本契約における用語の定義は、以下各項の通りとします。

1. 「当社サービス」とは、当社が提供するサービス全般およびその関連サポートをいいます。
2. 「貸出機器類」とは、当社がサービスを提供するに際し、当社とサービス利用者の間で合意し、有償または無償で貸与する機器装置、ソフトウェアおよびその付随品をいいます。
3. 「サービス利用契約」とは、サービス利用者が当社サービスを利用する際に締結する契約の総称をいいます。
4. 「個別約款」とは、当社サービスの特定の種類の適用される追加的な条件や規約を定めたものをいいます。
5. 「オプションサービス」とは、当社の基本サービスに付随し、別途申し込みにより提供される追加のサービスをいいます。
6. 「サービス利用者情報」とは、サービス利用者が提供した氏名、住所、連絡先、利用状況など、当社が保有するサービス利用者に関する情報をいいます。
7. 「第三者委託先」とは、当社が当社サービスの一部を外部に委託する場合の委託先をいいます。
8. 「不可抗力」とは、当事者の合理的な制御を超える事由（例：自然災害、戦争、ストライキ、政府介入など）をいいます。

第4条（サービスの内容および契約期間）

1. 当社サービスは別途規定する「サービス仕様書」または個別約款に基づき提供されるものとします。サービス仕様書が存在しないサービスや、製品・サービスの販売に関しては、当該製品・サービスに関する約款、個別契約書、または製造元（開発元）の規約・約款が適用される場合があります。この場合、該当する規約・約款は、サービス利用者が事前に確認し同意するものとします。
2. 各オプションサービスを含む当社サービスの契約期間は、サービスの種類毎に定める個別約款または個別契約書にて定めるものとし、最低利用期間や途中解約可能期間等についても同様とします。

第5条（サービスの利用条件等）

1. 当社は、当社サービスの目的を果たすべく善良なる管理者の注意をもって当社サービスを提供します。

2. 当社およびサービス利用者は、当社サービスが当事者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に定める役割分担に従い、利用および提供環境の整備等、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対しても誠意をもって協力するものとします。
3. サービス利用者は、当社が提供するサービスを利用するためのシステム環境の構築および安全対策を実施するものとし、当社はサービス利用者によりそれらの措置が実施されたことを前提に当社サービスを提供するものとします。
4. 当社サービスの実施に関連して当社よりサービス利用者に対してシステム環境に関する関連機器、技術資料および消耗品類の使用につき申出があった場合には、サービス利用者は無償にてこれらを提供するものとします。
5. サービス利用者は、別途当社の定める温度、湿度、電源等の環境条件を維持し、別途当社の定める使用方法に従って適正なシステム稼働の保持に努めるものとします。
6. サービス利用者は、当社が業務遂行上、サービス利用者が利用または管理するネットワーク設備・システム（以下「本対象」といいます。）にリモートアクセスする必要がある、本対象に何らかの影響が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。また、当該作業中にサービス利用者に関連する個人情報や秘密情報が含まれる可能性があることも承諾するものとします。また、当該業務の期間中、当社の事前承諾なく本対象の変更・修正等を行わず、また当社の業務遂行の環境を維持するものとします。
7. 当社サービスを提供するために必要な場合、サービス利用者は自らが所有・使用するネットワークシステムに対し当社がリモートアクセスすることに同意します。
8. リモートサポートを実施するにあたっての注意点は以下の通りです。
 - (1) リモートアクセスの範囲は当社が提供するサービス対象機器に限定します
 - (2) リモートアクセスによるサービス対象機器の設定変更はサービス利用者の同意がない限り、実施致しません。ただし、緊急を要する場合はサービス提供範囲内で当社の判断により実施することがあります
 - (3) インターネットまたはネットワーク障害等によりリモートサポートが提供できない場合があります
 - (4) リモートアクセスの環境を構成する機器、ソフトウェアおよび回線費用等は、サービス利用者の負担となります
9. サービス利用者は、当社サービスの遂行により、サービス利用者が利用または管理するネットワーク設備に影響が生じた場合、サービス利用者は、当社の故意または重過失による場合を除き、当社に対して損害賠償等の請求を行わないものとします。
10. サービス利用者は、当社サービスの遂行において、調査結果や分析に必要なデータ等を当社のサー

バへ格納することを承諾するものとします。

11. 当社サービスの遂行結果として、対象端末や設備に影響が生じる可能性があることをサービス利用者は了承し、必要に応じて事前にデータバックアップや関係者への周知等の準備を行うものとします。
12. サービス利用者は当社サービスの利用の結果、攻撃自体の検知や防御・遮断および特定の資格・認証等の取得ならびに維持が保証されるものではないことを了承するものとします。
13. 当社サービスの対象となるサービス利用者が所有するネットワーク内の稼働システム機器は、各機器ベンダーが提供する保守サポートサービスに加入している必要がありますが、サービス利用者が未加入の場合には当社のサービス提供が受けられない、または、サービス仕様に則ったサービスの提供が受けられないことを了承するものとします。
14. 当社は、サービス利用者が当社サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを適宜指定することがあります。この場合、サービス利用者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。
15. 当社は、サービス利用者へ提供する報告書の内容が正確であるよう合理的な範囲で努めますが、その正確性や完全性を保証するものではなく、サービス利用者は自己の責任においてこれを活用するものとします。
16. サービス利用者のデータは、調査や統計分析に匿名化処理を行ったうえで使用されることがあり、第三者提供や当社の販売促進資料として利用される場合があります。
17. その他、本約款にて定めのない個別の条件等については別途当事者による協議の上、定めるものとします。

第 6 条（サービス利用契約の承諾、締結）

1. サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、当社サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）が約款の内容に同意して当社サービスに申込みものとし、当該申込みを行った時点で本約款に同意したものとみなされ、当社が申込みを承諾することで利用契約は締結され申込者はサービス利用者となります。
2. 当社は、別途、個別契約やガイドライン、ヘルプ等（以下「その他の規程」といいます。）を定める場合があります。その他の規程は、本約款の一部を構成するものとしますが、本約款とその他の規程の内容が異なる場合は、その他の規程に優先される旨の表示が無い限り、本約款が優先して適用されます。

3. 当社サービスの利用契約を希望するものは本条第 1 項の申込みに際して、当社に対して正確かつ最新の情報を提供しなければならず、当社は申込者に対してメールアドレス認証等の本人を確認する認証手続きを要求することができるものとします。
4. 当社は申込者の申込みに対して当社サービスの利用を承諾します。ただし、当社は次の各号に該当する申込みに対しては承諾しないか、事後の利用契約を解除することができます。
 - (1) 本約款に定める各条項に違反したとき
 - (2) 他人のメールアドレスを使用したか、メール認証を行わない等、虚偽申込を行った場合
 - (3) 物理的・技術的その他の理由により申込者へのサービス提供が困難であると判断した場合
 - (4) 超過利用分も含め、申込みをしたサービス料金が支払われない場合
 - (5) 申込みの時にお客様の登録情報がないか、誤記がある場合
 - (6) メール認証等、当社が定めた認証手続きを行わない場合
 - (7) 当社サービスと同種又は類似サービスを現に提供している場合、又は将来提供する予定である場合
 - (8) 社会秩序を乱すような公序良俗に反する目的で申し込んだ場合
 - (9) 申込者または申込者の構成員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれに準ずる者等（以下あわせて「自己経営関係者等」といいます。）が、いわゆる反社会的団体等に属している、あるいは反社会的団体等の維持運営に関与・協力をしている場合、またその反社会的団体等と取引をしている、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
 - (10) 過去に当社が当社サービスの利用を解除したか、または承諾しなかった場合
 - (11) サービス利用者が実在しない場合
 - (12) サービス利用者のシステム環境の問題により、当社サービスの提供が困難であると判断した場合
 - (13) 第 11 条（サービス利用者の禁止事項）に違反するおそれがある場合
 - (14) 過去に第 7 条（利用契約の解除および利用制限）に規定する各号の処分を受けたことがある場合
 - (15) 過去に当社サービスの代金支払いを遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (16) 当社が利用契約の締結が適当でないと判断した場合
5. 前項に従って、当社が申込みの承認を留保するか、解除もしくは拒絶した場合、当社は申込者に対し、承認留保の事由、承認可能な時期または承認に必要な追加要求情報・資料等についてメール等を通じて通知します。

第 7 条（利用契約の解除および利用制限）

1. 当社はサービス利用者に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部または一部を将来に向かって解除または制限をすることができるものとします。

- (1) 本約款その他、当社サービスに関する合意事項に違反し、その是正を求める通知を受領後、一定期間内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 第 8 条（料金および支払い方法等）における利用料を催告して相当期間経過後も支払わなかった場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始などのこれらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (5) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、または差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき
 - (8) 監督官庁から営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (9) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10) 当社からの連絡に対して 14 日間応答がないとき
 - (11) その他、当社が利用契約の締結維持が適当でないと判断したとき
2. サービス利用者は前項の当社の措置について、当社が定めた手続きに従って異議を申し込むことができるものとし、異議が正当であると当社が認めた場合、当社はサービスの利用を回復するものとします。
3. 当社は本条第 1 項での解除または制限のよりサービス利用者に損害が生じる場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（料金および支払方法等）

1. 当社は当社サービスの一部サービスまたは機能を提供することに対して利用料を賦課できます。
2. 提供する有料サービスの種類および料金について、当社は各サービスのホームページ、またはサービス利用者との間で別途合意した方法で案内をします。また、当社は提供する各サービスの種類および料金について一定期間公示することで、追加・変更、販売の中断ができるものとします。また、利用料金の改定については、当社とサービス利用者との書面による合意によって変更するものとします。
3. サービス利用者は当社サービスの料金を、当社が指定する方法・支払期日に従い支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はサービス利用者の負担とします。
4. 第 13 条（サービスの終了）の規定により当社サービスの提供が停止された場合であっても当社サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱います。
5. 当社は前項に基づき受領した料金に関しては、本約款において明示的に規定される場合を除き、如

何なる理由であっても返金する義務を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により当社サービスの利用契約が解除された場合には、前項の前払い利用料のうち未利用分に該当する金額をサービス利用者に対して日割り計算により返還し、その他の日割り計算が適用できない料金は、当社が合理的と判断する方法で返還額を算定します。振込手数料は当社の負担とします。

6. 料金その他の債務について支払い期日を経過してもなおサービス利用者からの支払いがない場合、当社は直ちにサービスの提供を停止します。
7. 当社は料金その他の計算において、1 円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、切り上げが適用されない料金については、そのままの額を適用するものとします。

第 9 条（サービス利用者情報の管理義務）

1. サービス利用者は、当社サービスに関連して、ログイン名、パスワード等を含め、当社から提供される情報があつた場合、それらを自己の責任において管理するものとし、第三者に不正使用、譲渡、貸与、または担保提供することはできないものとします。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等によってサービス利用者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. サービス利用者は、パスワード等の盗難もしくは不正使用の事実を知った場合、または不正使用が疑われる場合、ただちにその旨を当社に連絡するものとし、当社から指示があるときはそれに従うものとします。
4. 当社は、サービス利用者本人の故意または過失（管理不注意なども含みます。）によって他人がサービス利用者本人名義の認証手続きを行った場合、またはサービス利用者本人が他人の名義を盗用して認証を行った場合には、それによって発生する不利益および損害に対する一切の責任を負わないものとします。当社は、サービス利用者本人名義による認証が行われた後の当社サービスの利用行為については、すべてサービス利用者本人に帰属するものとみなすことができるものとします。
5. サービス利用者からのパスワード等の問い合わせがあつた場合、当社は、本人確認のため、当社所定の方法で回答いたします。
6. 当社サービスのセキュリティ向上のため、当社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第 10 条（サービス利用者情報の変更）

1. サービス利用者は利用申込の時に提供した情報に変更があつた場合、メール等の当社が認定する方

法で当社に対して遅滞なくその変更事項を知らせるものとします。

2. 前項の届出を怠った場合、サービス利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。また、当社からの通知等がサービス利用者に不到達となっても、サービス利用者から連絡先として指定されている場所に通知等を発送している場合には、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
3. 当社は、届出のあった変更内容が当社規定の変更対象の適用範囲外であった場合は、その内容を審査し、当社が当社サービスの提供が不相当であると判断した場合は、当社サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。
4. 本条第 1 項の変更事項を当社に知らせないことで発生した不利益について当社は責任を負わないものとします。

第 11 条（サービス利用者の禁止事項）

サービス利用者は、当社サービスの利用にあたり以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
- (2) 当社または第三者の知的財産、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為
- (3) 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為
- (4) 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供する等の行為、およびそれに類似する行為
- (5) 事実誤認を生じさせるおそれのある行為、およびそれに類似する行為
- (6) 当社サービスで利用しうる情報を改ざんする行為、およびそれに類似する行為
- (7) 当社サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざん・消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為
- (9) 当社の電機通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、当社サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (10) 当社サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラなどの手法を使用して、当社サービスの内部構造や仕組みを解析しようと試みる行為。また、外部への情報の転送、共有、公開をする行為
- (11) その他当社が不適切と判断する行為

第 12 条（サービスの変更および制限・中断・中止）

1. 当社は、サービス運営上もしくは技術上の妥当な理由がある場合に提供しているサービスの全部または一部を変更できます。
2. 当社は、当社サービスの内容、利用方法、利用時間等について変更がある場合には変更の事由、変更するサービスの内容および提供日程等について、第 2 条（約款の効力および変更）第 2 項に示す方法にてサービス利用者に通知するものとします。当該変更内容の通知後、異議申立なく当社サービスの利用を継続した場合、サービス利用者は、当該変更に同意したものとみなします。
3. 当社は、次の各号に該当する場合にサービスの全部または一部を制限するか、中断させることができます。
 - (1) サービス用設備の保守等、工事によりやむを得ない場合
 - (2) サービス利用者が当社の営業活動を妨害する場合
 - (3) 本サービス用設備等の停電、機器・回線の不具合、設備の障害、通信量の過多等で、正常なサービス利用に支障がある場合
 - (4) 天災地変、国家非常事態等、不可抗力な事由の場合
 - (5) その他、当社の諸般の事情によって当社サービスを維持できない場合
4. 当社は、サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、当社サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態の発生により、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う等の通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) その他当社サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
5. 当社は、本条第 3 項および第 4 項の規定により当社サービスの提供を制限もしくは中断および中止しようとするときには、あらかじめその理由、実施期日および実施期間をサービス利用者に通知するものとします。ただし、当社の管理・統制を超える事由によるサービス中断（当社または設備保守業者の故意、過失が無いディスクの障害、システムのダウン等も含む）または緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
6. 当社は本条第 3 項および第 4 項における制限もしくは中断および中止が発生することによってサービス利用者に損害が生じる場合であっても一切の責任を負わないものとします。また、当社の管理・統制を超える事由および設備不良等のサービス利用者側にある帰責事由によるサービスの利用障害に対して責任を負わず、利用を停止及び解除した場合に生じる不都合についても同様に責任を負いません。また、当社サービスがサービス利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・

正確性・完全性・有用性を有すること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

第 13 条（サービスの終了）

当社サービスの利用契約は、サービス利用者と当社との合意により決定された契約期間の満了をもって終了するものとします。

第 14 条（サービスの廃止）

1. 当社は、その合理的な裁量に基づく判断により、当社サービスの全部または一部を廃止することができます。その場合、各サービス利用者に対して3ヶ月以上先の廃止効力の発生日を指定したうえで当該廃止につき当社またはサービス利用者が指定する方法（メール、郵送、FAX 等）により通知するものとし、当該効力発生日をもって本約款および利用契約は解約されるものとし、当社はサービス利用者に対し賠償義務を負わないものとします。
2. 前項により当社サービスが廃止された際、前受けをしていた利用料金があった場合は当社サービスが廃止された時点以後の残余利用期間に従って当社が定めた方法で支払済み料金の一部を払い戻します。

第 15 条（貸出機器類の使用保管等）

1. 貸出機器類の貸与期間は、当社サービス提供期間とし、サービス利用者は当社から貸与された貸出機器類をサービス利用者固有の物件と明確に区別し、当社の所有権を明示する標識を貼付するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当社の責に帰すことのできない理由により、滅失、毀損または変質した場合は、サービス利用者がその損害を賠償するものとします。
2. 当社は、貸出機器類をサービス利用者の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとします。機器の貸出は、当社からサービス利用者へ発行する「機器類貸出書」に対し、「サービス利用者」が当社に「機器類預かり証」を提出、当社が該当書面を受領することで引き渡し完了するものとします。貸出機器類の引き渡しに関わる運送費用等の諸費用は原則として当社の負担とします。
3. 当社サービス提供期間が終了し、もしくは、何らかの事由により利用契約を解約した場合は、サービス利用者が当社から貸与された貸出機器類を速やかに当社に返還するものとし、当社からサービス利用者へ「貸出機器類受領書」を提出することで返還が完了するものとします。貸出機器類の返却に関わる運送費等の諸費用はサービス利用者の負担とします。
4. サービス利用者は当社の書面による事前の承諾を得ないで次の行為はできません。
 - (1) 貸出機器類の譲渡、転貸、改造、システムの解析をすること

- (2) 貸出機器類を本条第2項所定の設置場所以外に移動すること
 - (3) 貸出機器類に貼付された当社の所有権を明示する標識を除去、汚損すること
 - (4) 貸出機器類については質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること
5. サービス利用者は、貸出機器類が他からの強制執行その他の法律的事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮にそういう事態が発生した場合は直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
6. 前項の場合において、当社が物件保全のために必要な措置をとった場合、サービス利用者はその一切の費用を負担します。
7. サービス利用者は、提供ソフトウェア等を利用する場合、提供ソフトウェア規約がある場合に於いては当該提供ソフトウェア規約を遵守する義務を負い、提供ソフトウェア規約が無い場合は本約款を遵守する義務を負います。サービス利用者は、提供ソフトウェア等を当社サービスにおいて自らが利用する目的にのみ利用することが可能であり、提供ソフトウェア規約において認められる範囲を超えてこれを利用することはできないものとします。
8. 提供ソフトウェア等に関する著作権その他の一切の権利は、提供ソフトウェア等の権利者に帰属します。当社は、サービス利用者に対し、これらの権利について譲渡、許諾等を行うものではありません。ただし、提供ソフトウェア等の権利者が、サービス利用者が当社サービスにおいて提供ソフトウェア等を利用するにあたって当社からの許諾が必要であるとする場合であって、かつ、当社が当該許諾をすることが可能であると認める場合には、当社は、当該権利者の定めるところに従って、当社サービスの利用に必要な範囲に限りサービス利用者に対し許諾をするものとします。
9. 当社約款に特別に定める場合を除き、当社約款と提供ソフトウェア規約に矛盾又は抵触する規定がある場合、提供ソフトウェア規約の規定が優先して適用されるものとします。

第16条（サービス利用者の個人情報の利用目的）

1. 当社は、サービス利用者の氏名、住所、電話番号、E-mail アドレス等の当社サービスを申し込むに当たり必要となる情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
 - (1) 契約の履行（技術情報、サービス、サポートの提供等）のため
 - (2) 技術情報、サービス、サポートに関する情報の提供および提案のため
 - (3) サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答のため
 - (4) サービス、その他の問い合わせ、依頼等の対応のため
 - (5) 展示会、セミナー、トレーニング、その他イベントに関する案内、回答のため
 - (6) 代金の請求、回収、支払い等の事務処理を行うため
 - (7) その他一般連絡、問い合わせ、回答のため
 - (8) 第18条（個人情報第三者への開示、提供）の理由で第三者に情報の開示が必要な場

合

(9) サービス利用者から同意を得た範囲内で利用する場合

2. サービス利用者は、当社サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

第 17 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、当社サービスにおける個人情報を、当社の「個人情報保護方針」に準じて管理するものとします。
2. 当社は、当社の責任において、お客さまの個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めるとともに不正使用、不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失及び毀損から保護するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとします。
3. 当社は、第 16 条（サービス利用者の個人情報の利用目的）第 1 項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要がある当社の役員、従業員、または弁護士や公認会計士、税理士等のアドバイザー（以下、「開示対象者」といいます。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示をしないものとします。

第 18 条（個人情報第三者への開示、提供）

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除いてサービス利用者から収集した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

- (1) 法令の定めによる場合
- (2) サービス利用者および、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (3) 予めサービス利用者から第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

第 19 条（個人情報の預託）

当社は、当社より「郵送」「E-mail」によりサービス利用者に連絡をする場合、秘密保持契約を締結している当社関連会社に業務を委託し、サービス利用者の個人情報を預託する場合があります。

第 20 条（個人情報の訂正等の方法）

1. サービス利用者が当社サービスの登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報開示を要求する場合は、サービス利用者本人が当社所定の方法により、実施するものとします。その場合、当社は要求者がサービス利用者本人であることを確認する場合があります。

2. 個人情報の開示の手続請求については、当社の「個人情報保護方針」に準じて管理するものとします。

第 21 条（秘密保持）

1. 本約款において「秘密情報」とは、本約款に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、次の各号については秘密情報から除外します。
 - （1）相手方から提供若しくは開示がなされたとき、または知得したときに既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの
 - （2）相手方から提供若しくは開示がなされた後、または知得した後自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - （3）提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - （4）秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - （5）相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 本約款の当事者は、秘密情報を本約款の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。本約款の当事者は、当社と競業する事業又は競業関係にある企業のために、当社サービスに関する情報を利用（競業事業者の商品と比較する広告等を含む）できないものとします。各当事者が本項に違反した場合、その目的外利用や第三者への提供により得た利益相当額を違約金として相手方に支払うものとします。ただし、相手方が当該違約金の金額を超える損害を立証した場合には、その金額を支払うものとします。
3. 前項の規定に拘わらず、本約款の当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本約款の内容を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 本約款の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については本条第 2 項に準じて取り扱います。
5. 本約款の当事者は、本約款の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却または廃棄します。

第 22 条（再委託）

当社は、当社サービスの一部または全部を第三者に対して再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、当該再委託業務遂行について本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先の行為について当社が一切の責任を負担するものとします。ただし、当社の損害賠償の範囲は第 25 条（損害賠償）を準用するものとします。

第 23 条（保証の否認および免責）

1. 当社が管理するサーバ等からサービス利用者の情報が開示、漏洩された場合であっても、その原因が当社の故意または重大な過失によらない場合には、当社はそれによって損害を被ったサービス利用者、その他の第三者に対する一切の法的義務、責任を負わないものとします。
2. サービス利用者は、当社サービスを利用することがサービス利用者に適用のある法令・業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、サービス利用者による当社サービスの利用が、サービス利用者に適用のある法令・業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は天災地変またはこれに準ずる不可抗力により当社サービスを提供できない場合には、当社サービス提供に対する責任が免除されます。
4. 当社はサービス利用者が当社サービスを利用して期待していた逸失利益および第三者に生じた結果的損害、付随的損害等に対して責任を負いません。また、その他にサービスを通じて提供した資料による損害やその情報資料の事実の信頼度及び正確性等の内容に対して責任を負いません。
5. 当社はサービス利用者と第三者との間で当社サービスを媒介にした紛争に対しては介入する義務がなく、これによる損害を賠償する責任も負いません。
6. サービス利用者が本人の個人情報などを他人に流出または提供することで、発生した損害について当社は一切の責任を負いません。
7. 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、当社サービスを不正に利用することにより、サービス利用者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任を負いません。
8. サービス利用者の当社サービス上のデータが消失するなどしてサービス利用者が不利益を被った場合であっても、当社は何らの責任を負いません。
9. 当社は、当社サービスの完全な運用に努めますが、当社の責に帰すべからざる事由に基づきサービス利用者に損害が発生した場合、当社は免責されるものとします。

10. 当社サービスの使用により、サービス利用者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該サービス利用者の責任と費用において解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。
11. サービス利用者が当社サービスを利用するためのシステム環境の構築および安全対策の懈怠並びに第 5 条（サービスの利用条件等）第 4 項に規定する資料の情報等に誤りがあったことによりサービス利用者または第三者が損害を受けた場合、当社はその損害について何らの責任を負いません。
12. 当社は、当社サービスが第三者の知的財産権（特許権及び著作権）等の権利を侵害していないことを保証いたしません。
13. サービス利用者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
14. 当社は、当社サービスの利用のためにサービス利用者が Web システム経由で提出したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負いません。
15. 当社は、当社サービスの利用のためにサービス利用者が Web システム経由で提出したデータについてシステム上の故障・停止時の復旧の便宜に備えて、サービス利用者の承諾を得ることなく、そのデータのコピーを保管することがあります。

第 24 条（不可抗力）

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、または政府当局による介入を含むがこれらに限定されません。）により本約款、サービス利用契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任及び不法行為責任を負いません。

第 25 条（損害賠償）

1. 本約款その他当事者同士の合意において別段の定めがある場合を除いて、本約款およびサービス利用契約の当事者は、本約款またはサービス利用契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負います。ただし、当社の賠償責任は、サービス利用者から過去 6 ヶ月間に現実に受領した料金の総額を上限とします。
2. 前項の場合において、責に帰すべき事由がサービス利用者にも存する場合は、サービス利用者の負担すべき当社サービス利用料金で月額料金の場合は 1 ヶ月分またはスポット料金の場合はサービス利用者が当社に現実に支払ったサービス利用料金のいずれか低い方の金額を上限とし、かつ当社およびサービス利用者当事者の過失割合を按分した金額を賠償します。

3. 本条第 1 項の場合において、サービス利用者が請求をし得ることとなった日から 6 ヶ月を経過するまでに当該請求をしなかったときは、サービス利用者はその権利を失うものとします。
4. サービス利用者が本約款に違反または不正行為により、当社に対し損害を与えた場合は、当社はサービス利用者に対し損害賠償請求ができるものとします。
5. サービス利用者が当社サービスの利用により第三者（他のサービス利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、サービス利用者は自己の責任でこれを解決し、当社に対しいかなる責任も負わせないものとします。
6. 当該稼働不良が、当社、サービス利用者どちらの責に帰すべきか明確でない場合は、両者で別途協議するものとします。
7. 当社は、本条に規定している場合の他は、本約款に関連して損害賠償責任を負わないものとします。

第 26 条（譲渡の禁止）

サービス利用者は当社の書面による事前の承諾なく、当社サービスの利用権限、その他の利用契約上の地位を他人に譲渡、贈与、担保の用に供することはできず、掲示物に対する著作権を含むすべての権利及び責任は、それを掲示したサービス利用者が負います。

第 27 条（権利の帰属）

1. 当社サービスに関する知的財産権等は、全て当社に帰属します。
2. 本約款に定める当社サービスの利用許諾は、本約款に明示的に規定される場合を除き、当社サービスに関する当社の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。サービス利用者は当社サービスが予定している利用態様を超えて当社サービスを利用することはできません。
3. サービス利用者は、本条第 2 項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
 - (1) 本約款にしたがって当社サービスを利用するためにのみ使用すること
 - (2) 複製、改変、翻案、頒布等を行わないこと
 - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
 - (4) 当社またはその供給者が表示した著作物・商標表示等を削除または変更しないこと

第 28 条（反社会的勢力の排除）

1. 本約款の当事者は、自らまたは関連会社、それらの役員、従業員その他の構成員、株主、取引先

若しくは顧問その他のアドバイザーが、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、団体、総会屋等、社会運動等標榜団体または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (3) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有しないこと
- (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (6) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2. 本約款の当事者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 本約款の当事者は、本条第 1 項の表明が事実と反することが判明した場合、または相手方が前項の確約に反して同項各号の行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、利用契約を解除することができます。

4. 前項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければなりません。

5. 本条第 3 項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、相手方に対し何らの請求もすることができないものとします。

第 29 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本約款の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 30 条（準拠法および合意管轄）

本約款および利用契約の準拠法は日本法とし、本約款に起因して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（協議）

本約款に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図ります。

附 則

2023 年 8 月 16 日適用

2025 年 2 月 25 日改訂